

令和元年6月25日
内閣府
公益法人行政担当室
公益認定等委員会事務局

「公益認定等総合情報システム」によって閲覧請求をした場合に
一部個人情報提供されていたことについて

【内容】

公益法人^(※1)の認定等に関する業務については、昨年12月から国と都道府県で新しい共有のシステムである「公益認定等総合情報システム」の使用を開始しました。当該システムを通じて、公益法人の事業や役員等の情報が記載された資料に関する閲覧については、利用者情報を入力し閲覧請求をした方に限り^(※2)、請求された法人の資料を提供しています。

このうち、役員等名簿については、役員住所を除いた状態で閲覧請求者に対して提供することとしておりますが、令和元年6月21日（金）、一部法人に関し、当該情報も含めた役員等名簿を閲覧請求者が閲覧可能になっていることが判明しました。これを受け、他の法人についても確認を行ったところ、住所が掲載された役員等名簿について、閲覧請求者による閲覧が可能となっていたのは全体として65法人（国所管25法人、都道府県所管40法人）であることが判明しました。また、当該資料の閲覧請求を行い、その提供がされた方は51名であることが判明しました。

これを受け、公益法人行政担当室においては、以下の通り対応したところです。

- ・ 事案発覚後直ちに当該システムにおける閲覧請求機能を停止。
- ・ 住所が掲載された役員等名簿について、閲覧請求者による閲覧が可能となっていた65法人に対して、事案の説明とお詫びの連絡。
- ・ 当該資料の閲覧請求を行い、その提供がされた51名の方々（行政機関の職員を含む。）に対して、お詫びの連絡及び当該データを保存している場合には削除を依頼。

【今後の対応】

原因は、システムの設定上のものと認識していますが、現在精査中であり、今後、確定次第、再発防止に向け、適切に対処してまいります。

※1：平成30年12月時点における公益法人は9,573法人（国所管2,486法人、都道府県所管7,087法人）。

※2：閲覧請求の利用に当たっては、閲覧請求者の氏名や連絡先（メールアドレス）といった利用者情報を入力した方に限って可能です。